

# 保険年金課からのお知らせ

健診を  
受けて防ごう  
メタボリックシンドローム

## 特定健診を受けましょう！

年に1度は健診を受けましょう

生活習慣病は自分でも知らない間に進行します。多くの場合、異常は健診結果に表れています。自分の健康状態を知り生活習慣を見直しましょう。

(同一年度内に受診できるのは人間ドックか特定健診のどちらか一方です。)

## 特定健診を受けるために必要なもの—国民健康保険証、特定健診受診券 ※ (自己負担 1,000 円)

※受診券は6月末から順次郵送しています。手もとに無い方は、再交付申請書により再発行しますので、保険年金課の窓口で保険証等の身分証明と印鑑を持っておこしてください。

受診機関—大阪府内の特定健診実施医療機関

羽曳野市と藤井寺市内の医療機関で特定健診を受診される場合、心電図、貧血等の検査計10項目の追加健診を同時に受診することができます。

※羽曳野市・藤井寺市の実施医療機関では、心電図・血液検査(赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値・血小板数・白血球数・尿酸・クレアチニン・CRP 定量・血清アルブミン値)の10項目を同時に受診できます。

※詳細項目について

詳細項目は前年度の特定健診の結果に基づき医師の判断で行いますが、今年度から始まった制度のため前年度の受診結果がありません、そのため追加健診で心電図と貧血検査は行っていますが、今年度の眼底検査はありません。

## 国保

### 出産育児一時金の改定について(平成21年1月出産より)

現行35万円から3万円増額となります。これは、産科医療補償制度の創設に伴い増額となるものです。出産育児一時金の支給申請の際には、分娩機関で発行された「登録証」をご持参ください。なお、産科医療補償制度未加入の分娩機関での出産の場合は現行どおり35万円となります。

出産育児一時金の受取代理をご活用ください

出産費用の支払い負担を軽減するため、事前の申請により、国保加入の世帯主(被保険者)に代わり分娩機関が羽曳野市保険年金課から直接出産育児一時金を受け取る仕組みです。

## 長寿 国保

### 75歳の誕生月の自己負担限度額(高額療養費)について(平成21年1月から実施)

月の途中で75歳の誕生日を迎え、他の医療保険制度(国保、被用者保険等)から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入された場合の自己負担限度額が、それぞれ本来の2分の1(半額)になりました。

### 70歳以上の方の医療費自己負担について(長寿医療、国保)(平成21年1月から実施)

長寿医療制度の創設に伴い、世帯構成や収入が変わらないにもかかわらず新たに現役並み所得と判定され、自己負担割合が3割から1割となる判定基準が見直されました。(一部、加入の保険により該当しない場合があります。)

3割から1割への変更申請(基準収入額適用申請)ができる場合

(1) 世帯に70歳以上の方が一人(65歳以上で長寿医療の障害認定を受けている方も含む): 収入の合計額が383万円未満の場合

(2) 同じ世帯に70歳以上の方が二人以上(65歳以上で長寿医療の障害認定を受けている方も含む): 収入の合計額が520万円未満の場合

(見直し)

問い合わせ・申請等は保険年金課まで

## 長寿医療(後期高齢者医療) 国民健康保険の保険料のお支払い方法について

—平成21年4月から、「年金からのお支払い(天引き)」と「口座振替」の選択制となります—

現在、長寿医療、国民健康保険の保険料を年金からのお支払い(天引き)いただいている方で、口座振替でのお支払いをご希望される方は、1月31日までにお手続きいただくと、平成21年4月分以降の年金からのお支払い(天引き)は中止となり、7月からの口座振替によるお支払いに変更することができます。(お支払いいただく保険料の総額は変わりません。) ※すでにお手続きいただいている方は重ねてお手続きいただく必要はありません。 ※1月31日の期限を過ぎてお手続きいただいた場合は、6月分以降の年金からのお支払いから中止となりますのでご了承ください。

お問い合わせは保険年金課まで

